

ロシア 東欧 経済速報

社団法人 ロシア東欧貿易会 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-12 金山ビル Tel.(03)3551-6218
ロシア東欧経済研究所 <http://www.rotobo.or.jp> [年間購読料・送料共前納 18,000円]

1999年(平成11年)4月5日 No.1121

目次

ミクロ経済の視点から見たロシア経済の特殊性②(前編)

ロシアにおける倒産措置の不思議	坂口 泉 1
CIS諸国通貨の最新為替レート	15

ミクロ経済の視点から見たロシア経済の特殊性②(前編)

—ロシアにおける倒産措置の不思議—

はじめに 1998年3月に新破産法が採択された頃は、倒産措置(以下、本レポートでは、法人に適用される広義の破産措置を「倒産措置」と称する)がロシア産業の復興につながるのではとの期待がかけられていた。すなわち、業績の悪化した企業に倒産措置を適用することにより、旧経営陣を更迭し、新しい有能な経営陣を当該企業に送り込むことが可能となり、そのことが、ロシア産業の復興につながるのではと期待されていたのである。その他、この破産法により、見込みのない企業の整理統合が進むことも期待されていた。

現在の倒産をめぐる動きをみていると、確かに、当該企業の経営権を奪取するために倒産措置が利用されているケースが数多く見られるが、しかし、それらの動きは、決して、「有力企業の業績改善を起点とする産業全般の浮揚」といったマクロ的視点にたったものであるとはいえない。むしろ、特定の金融産業グループや地方自治体が、自らの勢力もしくは権力の強化という利己的・ミクロ的視点にたつて、破産法を利用しているケースが多いように思われる。また、特定の債権者が、当座の利益を確保するため、破産法を利用するケースもみられる。

このため、ロシアにおける倒産措置には、どうしても、恣意的な要素が混入しやすくなっている。より具体的にいえば、ロシアでは、調停裁判所および管財人が特定の債権者に「買収」あるいは「雇用」されることが珍しくないといわれている(EX, KD等)。